

公益社団法人東海市シルバー人材センター配分金規約

		昭和59年10月1日 能活例規第4号
改正	平成元年7月25日能活例規第5号	平成10年8月1日東海市シ例規第4号
	平成14年3月1日東海市シ例規第2号	平成24年4月1日東海市シ例規第4号

公益社団法人東海市シルバー人材センター配分金規約

(趣旨)

第1条 この規約は、公益社団法人東海市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が就業した正会員に対して支払う配分金に関し必要な事項を定めるものとする。

(口座振替、現金支払い)

第2条 センターは、配分金を口座振替で、正会員に対して支払うものとする。ただし、必要と認めるときは、現金で支払うことができる。

(支払日)

第3条 配分金は、毎月月末に締切り、翌月25日に支払うものとする。ただし、支払日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い日で土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日でない日を支払日とする。

(配分金額の決定)

第4条 配分金の額は、別に定める標準単価表に従って決定する。

(標準単価表)

第5条 標準単価表は、東海市及び近隣の地域の最低賃金等を尊重し、社会的に相当な内容のものとする。

(雑則)

第6条 この規約の改廃は、理事会で行い、総会に報告するものとする。

(委任)

第7条 この規約の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則 (昭和59年能活例規第4号)

この規約は、協会設立許可のあった日から施行する。

附 則 (平成元年能活例規第5号)

この規約は、定款変更認可のあった日から施行する。

附 則 (平成10年東海市シ例規第4号)

この規約は、公布の日から施行し、平成10年1月16日から適用する。

附 則 (平成14年東海市シ例規第2号)

この規約は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年東海市シ例規第4号)

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。